

東京大学宇宙線研究所附属カナリア高エネルギー宇宙物理観測研究施設規則

平成31年4月1日制定

(設置)

第1条 東京大学宇宙線研究所（以下「本所」という。）に、附属研究施設として附属カナリア高エネルギー宇宙物理観測研究施設（以下「施設」という。）を置く。

(目的)

第2条 施設は、本所の設置目的に沿い、宇宙の高エネルギー現象の観測並びに関連する研究を行うことを目的とする。

(施設長)

第3条 施設に、施設長を置く。

- 2 施設長は、本所専任の教授又は准教授をもって充てる。
- 3 施設長は、施設を代表し、その管理運営を総括する。
- 4 施設長の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

(運営委員会)

第4条 施設に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(施設共同利用)

第5条 施設の共同利用は、本所が別に定める規則によるものとする。

(実施細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、教授会の議を経て施設長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行によって平成31年4月1日に最初に任命されるカナリア高エネルギー宇宙物理観測研究施設長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、1年とする。